

資料 7

生駒市健康増進計画策定懇話会開催要綱

(設置)

第1条 次の各号に掲げる計画の見直し及び策定等を行うにあたり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため生駒市健康増進計画策定懇話会（以下、「懇話会」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

- (1) すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的とする健康づくりに関する健康生駒21計画
- (2) 健やか親子21に基づく母子保健計画
- (3) 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく、本市における食育の推進に関する施策に関する食育推進基本計画

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は次のとおりとする。

- (1) 第1条各号に規定する計画に関する基本的な方針に関すること
- (2) その他第1条各号に規定する計画に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 郡山保健所職員
- (4) 公募市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 座長は、参加者の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に關係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 副座長は、座長が参加者の中から指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。

- 2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちからワーキンググループへの参加を求めるものとする。

(開催時期)

第6条 懇話会の開催時期は2年間を目途とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に關し必要な事項は、市

長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月11日から施行する。